

独立行政法人航海訓練所

平成14年度業務実績評価調書

平成15年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価	評価理由	意見
中期計画	平成14年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代対応練習船の整備 平成16年度早期から5隻の船隊に再編整理して効率化 配乗計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度からの練習船5隻体制への再編整理を推進するため、次世代対応練習船の建造に着手 既存練習船への訓練機材の整備 	2	<ul style="list-style-type: none"> 次世代対応練習船の建造に着手しているとともに、既存練習船には計画どおり訓練機材が整備されている。 	
<p>(2) 人材の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な役職員を確保 220名以上の人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な役職員を確保 44名以上の人事交流 	2	<ul style="list-style-type: none"> 必要な役職員が確保されている。 また、人事交流の実績値は51名であり、目標値を上回っている。 	
<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練機材等の計画的な整備と訓練施設の効率的な運用により稼働率の向上を図り、練習船の学生充足率を概ね70%とする 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練機材及び次世代練習船を整備 	2	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に訓練機材の整備が実施されるとともに、次世代対応練習船の建造が開始されている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 施設管理業務等の外部委託検討 一般管理費を2%程度抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な情報公開システムの導入 書類の電子化に向けた対策 施設管理業務等を外部委託 一般管理費を2%程度抑制 	2	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開システムが導入されたほか、文書管理体制の構築並びに書類の電子化を推進するためのPCの計画的な更新等により業務運営の効率化が図られている。また、公用車運転業務の一部を外部委託したほか、一般管理費の抑制に関し4%（983千円）の節約が図られている。 	

<p>2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置 (1) 航海訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人航海訓練所法に基づき対象となる実習生に対する航海訓練の実施 ・関係法令の遵守及び関係機関の意見の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人航海訓練所法に基づき対象となる実習生に対する航海訓練を実施 ・関係法令の遵守及び関係機関の意見の反映 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる実習生に対し航海訓練が実施されており、訓練課程の設定及び配乗については関係法令が遵守されるとともに、船員教育機関、海事産業界等関係機関の意見が反映されている。 	
<p>(a) 訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>①三級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の技術革新等に対応する訓練及びGMDSS資格訓練等の導入のための見直し・充実 <p>②四級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の技術革新等に対応するための見直し ・内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練を充実 	<p>①三級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商船高専用訓練課程及び指導要領を見直し <p>②四級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練課程及び指導要領の見直しに向け内航海運の運航実態を把握 ・狭水道航行訓練の充実等 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・三級海技士については、計画どおり商船高専用実習課程・指導要領が改訂されたほか、3級海技士航海科のGMDSS資格に関わる訓練並びに海事英語訓練の実験調査が開始されている。 ・四級海技士については乗船研修、意見交換等により内航海運の実態把握に努めており、内航海運の実態に合わせ、瀬戸内海等の狭水道航行及び出入港回数増加等訓練の充実が図られている。 	
<p>(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員教育機関の定員、受入実績及び養成定員の変更を踏まえた受入計画を立案 ・養成内容、関係法令の要件等に基づいた配乗を計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・6隻体制での最適配乗を計画 ・5隻体制における最適配乗を検討 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受入実績等を踏まえた配乗計画が計画されたほか、5隻体制への船隊再編後の受入及び配乗に関し、各船員教育機関との調整が行われている。 	
<p>(c) 訓練の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年の修了実績（98％）を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年の修了実績（98％）を維持 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生に対する再指導の徹底及びコミュニケーションの深度化等が図られた結果、訓練課程の修了実績は99.4％となっている。 	

<p>(d) 訓練機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術革新等に対応し、より効果的な訓練を実施するため、情報通信等の訓練機材を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、各種装置、教材を設置 ・訓練機材等を見直し 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・各練習船と陸上部門との情報ネットワークの充実が図られるとともに、AIS(船舶自動識別装置)対応レーダへの更新など、技術革新等に対応して各練習船の訓練機材が整備されている。 	
<p>(e) 意見交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と意見交換会を年間8回程度開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と意見交換会を年間8回程度開催 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・内航及び外航業界並びに船員教育機関との定期・不定期の意見交換が積極的に実施され、開催回数(13回)は目標値を大きく上回っている。 	
<p>(f) 実習生による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識・技能及び資質の涵養に関する指導の適切な評価並びに指導要領の再編に資するため実習生による評価を年間12回程度実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生による評価を年間12回程度実施 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度試行したアンケート様式に基づき、実習生による評価が計画どおり12回実施されているとともに、実習生からの要望に即応できるアンケート活用要領が作成されている。 	
<p>(g) 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員としての資質向上を図るための研修を計画、延べ135名以上 ・海外留学の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・職階別、職務別に延べ30名以上に対し内部及び外部研修を実施 ・船員に対する船内研修を実施 ・海外留学を継続実施 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO9000研修やメンタルヘルス研修を含め121名に対する研修が実施されているほか、世界海事大学への留学も継続して実施されている。 	
<p>(h) 安全管理の推進</p> <p>管理体制の充実及び個人の意識啓蒙に努める。</p> <p>①船舶安全運航管理システムを確立</p> <p>②健康保持増進計画を確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全運航管理システムのサブシステムを策定 ・健康保持増進に係る基本計画及び年度ごとの実施計画を策定 ・安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・甲板部当直の手順書など船舶安全運航管理システムを構成するサブシステムの策定が進められているほか、前年度に定めた健康保持増進に係る基本方針に基づき、基本計画及び年度毎の実施計画が策定され、その活動が一層推進されている。 また、季刊誌の発行等を通じて意識啓蒙が図られている。 	

<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海訓練の現状の把握、点検・評価及び将来的改革の方向の検討のため、自己点検・評価を試行 ・期間中に評価体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・航海訓練の実績に係る指標化への取組み 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・各練習船において訓練航海の実績に係る成果の指標化に取り組んでおり、その取り組みの状況について内部評価を実施しているほか、内部評価の一環として練習船に対する教育査察が実施されている。 	
<p>(2) 研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人航海訓練所法に基づき、航海訓練に関する研究を実施 <p>(a) 研究件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30件程度の独自研究及び25件程度の共同研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・18件程度の独自研究および15件程度の共同研究の実施 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・24件の独自研究及び16件の共同研究が実施されている。 	
<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究体制の一層の充実 ・自己点検・評価体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを活用した船陸間で連携する研究体制を推進 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・船陸間のネットワークを活用して、船陸間で横断的に連携する研究体制並びに研究グループによる弾力的な研究体制が確立されるとともに、事前、中間及び事後評価の実施により研究活動が活性化されている。 	
<p>(3) 成果の普及・活用促進</p> <p>(a) 技術移転の推進に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修員の受入れ 15機関300名程度 ・船員教育専門家の国外派遣 10名程度 ・専門分野の委員派遣 95名程度 ・国際会議等への参画 6件程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修員の受入れ 15機関60名程度 ・船員教育専門家の国外派遣 2名程度 ・専門分野の委員派遣 19名程度 ・国際会議等への参画 1件程度 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実績は、研修員の受入れ11機関136名、船員教育専門家の派遣2名、専門分野の委員派遣21名、国際会議への参画1件であり、着実に技術移転が実施されている。 	

<p>(b) 研究成果の普及・活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30件程度の論文発表 ・ 25件程度の学会発表 ・ 必要に応じて特許等の出願 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6件程度の論文発表 ・ 5件程度の学会発表 ・ 必要に応じて特許等の出願 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9件の論文発表及び13件の学会発表が行われ実績は目標値を上回っている。 また、操船シミュレータに関する特許1件が出願されている。 	
<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 練習船の一般公開並びに小中学校児童等を対象とする見学会を実施 ・ 海事思想普及等に関する業務のあり方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練習船の一般公開・25回程度 ・ 小中学校児童等を対象とする練習船見学会・10回程度 ・ 体験学習的な内容等を取り入れた一般公開等を実施 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績は一般公開36回、練習船見学会28回であり目標値を上回っている。 また、前年度に実施した一般公開等のあり方に関する調査結果が反映されて、ロープワーク教室など体験学習的な内容を取り入れた一般公開等が実施され、小学校等から良い評価が得られている。 	
<p>(d) 広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動のあり方を見直し ・ 情報開示体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報委員会の積極的運営 ・ インターネットを活用した最新情報の発受信 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ HPをリニューアルし、内容の充実に努めているほか、情報開示のための閲覧室の開設、広報誌の発行等が行われている。 	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託収入、証明書発行手数料等の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな自己収入の確保 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の自己収入に加え、新たな自己収入として教科参考資料の有料配布が行われている。 ・ 実習生を委託している各教育機関等からの受託料徴収について国土交通省を通じ調整がおこなわれている。 	
<p>(2) 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算 ・ 収支計画 ・ 資金計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算 ・ 収支計画 ・ 資金計画 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に従い適切に執行されている。 	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額・1,200百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額・1,200百万円 	-	<ul style="list-style-type: none"> ※平成14年度は該当なし。 	
<p>5. 重要財産の処分計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代対応練習船の建造進捗状況に応じ、練習船「銀河丸」及び「北斗丸」を売却 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ※平成14年度は該当なし。 	

6. 剰余金の使途 ・訓練機材の整備 ・安全管理の推進 ・研究の実施	-	-	※平成14年度は該当なし。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 ・次世代対応練習船の整備	・次世代対応練習船の鋼材加工開始	2	・計画どおり次世代対応練習船の建造が進められている。	
(2) 人事に関する計画 ①方針 ・業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制 ・効率的な練習船運航体制の確立 ・船員法の完全適用に向けた予備船員制度の確立 ②人員に係る指標 ・期末の常勤職員数を期首の97%程度とする	・次年度の人員抑制の具体策を検討 ・船員法完全適用に向け人員の抑制の観点に立った予備船員制度を具体的に検討	2	・業務運営の効率化と人員配置の見直しにより、平成14年度期首において3名減となる職員数469名とし、さらに次年度において3名の人員抑制計画が策定されている。 ・船員法完全適用に向け人員の抑制の観点に立った予備船員制度について検討されている。	

<記入要領> ・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

順調	概ね順調	要努力	評定理由
○			各項目の合計点数＝48 項目数（24）×2＝48 下記公式＝100%

- ＜記入要領＞ ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
- （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評定	評定理由
相当程度の実践的努力が認められる	PCを利用した自学自習教材等のオリジナル教材の開発・活用や練習船見学会を初等教育の「総合学習」に対する支援策として積極的に実施する等の職員の意識改革の促進など、多様な面で業務の改善に取り組んでいる。

- ＜記入要領＞ ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「－」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取り組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

なし

- ＜記入要領＞ ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評定について必要な場合に付される意見を記入する。（業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。）